

独立行政法人地域医療機能推進機構東京高輪病院における 売店及び食堂の設置・運営者の公募の公示

2019年4月1日からの当病院内における患者及び職員等（以下「患者等」という。）のための売店及び食堂の設置・運営者（以下「運営者」という。）を公募することとしますので、希望する者は次のとおり企画書及び貸付料等にかかる見積書（封書で封印。以下「見積書」という。）を提出願います。

2018年10月15日

独立行政法人地域医療機能推進機構
東京高輪病院
院長 木村 健二郎

1. 事業概要

(1) 事業名

売店及び食堂（来院者食堂及び職員食堂）の設置・運営事業

(2) 運営内容

運営者は、当病院長が指定する病院建物の一部を有償で借り受け、当病院と協議のうえ運営に必要な設備整備等を行い、①患者等のための売店（自動販売機等を含む）及び②食堂（来院者食堂及び職員食堂）の運営の全般を実施する。

なお、原則①及び②の運営を併せて運営できることとするが、どちらか一方の運営が難しい場合、一方のみの企画書の提案も可とする。※評価方法等詳細は説明書による。

(3) 貸付(運営)期間

2019年4月1日 ～ 2024年3月31日（5年間）

本貸付契約は『定期建物賃貸借契約』を行うこととしているので、契約期間の満了をもって契約は終了し、更新はない。

2. 参加資格、選定基準及び評価基準

(1) 企画書及び見積書の提出者に要求される資格

次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- ① 法人等を設立して5年以上経過しており、200床以上の病院での売店及び食堂についての運営実績が3年以上あること。
- ② 旧運営委託法人と関連のある法人でないこと。
- ③ 法人等の財政状況、損益状況及び資金状況に問題がないこと。
- ④ 不正及び不誠実な行為がないこと。
- ⑤ 有効期間が平成28年度以降の厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等」においてA～C等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するものであること。

(2) 企画書及び見積書を特定するための評価基準

①企画書の提出者の能力

同種又は類似業務の実績、その他主要業務の実績

②担当予定スタッフの能力

スタッフ数、当該業務に必要な資格及び業務経験、同種又は類似業務の実績、その他主要業務の実績

③売店及び食堂の運営方針等

運営方針・運営方法の妥当性、職員配置計画の妥当性、当該運営に対する取組意欲

④運営者からの提案

企画の適格性、企画の創造性、企画の現実性

⑤ワーク・ライフ・バランス等の推進への取組み

女性活躍加速のためのワーク・ライフ・バランス等を推進しているか。

(女性活躍推進法に基づく認定、次世代法に基づく認定、若者雇用促進法に基づく認定)

⑥賃貸料見積の妥当性

3. 手続等

(1) 担当課

〒108-8606 東京都港区高輪3丁目10番11号

独立行政法人地域医療機能推進機構東京高輪病院

経理課 契約係 今村

imamura-kyouko@takanawa.jcho.go.jp

電話 03-3443-9191 Fax 03-3443-3068

(2) 説明書等書類の交付期間及び場所

①交付期間

2018年10月16日(火)から同年12月3日(月)まで

※土日祝日を除く9時から15時(12時~13時の間を除く)までの間に、機密保持に関する誓約書(当院ホームページに掲示)と引き換えに交付する。

②交付場所

「(1)」に同じ

(3) 参加希望者の登録期限、場所及び方法

①登録期限

2018年12月4日(火)12時00分

②登録場所及び方法

「(1)」に同じ(様式1「応募申込書」、様式2「会社(企業)の概要」及び様式3「運営状況」を持参又は郵送)

(4) 企画書及び見積書の提出期限、場所及び方法

①提出期限

2018年12月10日(月)12時00分

②提出場所及び方法

「(1)」に同じ(持参又は郵送)

4. 運営者の決定方法

総合評価落札方式とする。

企画書及び見積書を「2. (2)」に定める評価基準に沿って点数化し、その合計点が最も高い者を第一交渉権者とする。

5. 開札日時及び場所

2018年12月19日(水)14時00分

当院 4階会議室

※入札執行に関係のない当院職員を立ち会わせてこれを実施する。

6. 結果の通知

2018年12月21日(金)までに文書で通知する。

7. その他

- (1) 虚偽の内容が記載されている参加資格確認書類又は企画書及び見積書は、無効
- (2) 契約書作成の要否 …… 要(定期建物賃貸借契約)
- (3) 企画書のプレゼンテーション・ヒアリング …… 必要に応じて実施
- (4) 関連情報を入手するための窓口 …… 上記「3. (1)」に同じ
- (5) 本件に係る質問については、2018年12月3日(月)15時までに、電子メールまたはFAXにて質問書を提出すること。
- (5) 詳細は、別紙1「説明書」による